



ゆうきくん

暴追とちぎ

第51号

平成26年1月

CONTENTS

- 新春のごあいさつ 1
- 警察本部長年頭あいさつ 2
- 暴力追放県民センターの活動状況 3
- 暴力追放功労者表彰受賞者の紹介 5
- 暴力相談状況 6
- 暴力団等に対する基本的対応要領 9
- 民事介入暴力対策委員会ペンリレー 10

「わが町に
いらない
いれない
暴力団」

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028 (627) 2995



新春のごあいさつ

公益財団法人

栃木県暴力追放県民センター

理事長 菊池 功

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素から当センターの事業や運営に格別のご理解とご支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、各地域、職域において暴力団排除活動を実践されている方々に、心から感謝と敬意を表する次第であります。

さて、平成23年4月に栃木県暴力団排除条例が施行されて以降、県内の各市・町はもとより、企業や業界団体、地域住民の暴排意識が高まり、多くの企業が反社会的勢力との関係を遮断するため、契約書等に暴排条項を導入するなど、具体的な行動を起こしています。企業や業界、行政や地域社会が一丸となって暴力団を排除し、暴力団の存在を許さない地域づくりに向けた運動が強力に推進されているのであります。

当センターは平成3年に設立以来、関係各位のご支援、ご協力をいただきながら、暴力団のいない安全で住み良い地域社会の実現をめざして、県民の皆様とともに暴力団排除運動を展開して参りました。22年余にわたって暴力団を中核とする反社会的勢力の追放を訴え続けてきた私どもにとって、県内各界による暴力団排除に向けた具体的な活動や、気運の高まりは誠に心強く、頼もしく感じているところであります。

本年も警察や弁護士会をはじめ、関係機関、団体との連携を更に強化して、事業内容をより一層充実するとともに、地域、職域で行われる暴排活動を積極的に支援して参る所存であります。

県民の皆様とともに

暴力団追放三ない運動+1（プラスワン）

- ・暴力団を利用しない
- ・暴力団を恐れない
- ・暴力団に金を出さない

+1 ・暴力団と交際しない

を合い言葉として、これまで以上にきめ細やかに、かつ強力で暴排運動を展開して参りたいと考えております。

新年にあたり、皆様方のご多幸とご健勝を祈念し、相変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつといたします。



年頭のごあいさつ



栃木県警察本部長

桑原 振一郎

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、輝かしい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は、暴力団排除活動を始め、警察活動各般にわたり深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、各地域、職域での暴力団追放大会の開催など、暴力団排除気運の高揚にご尽力いただいた関係機関、団体の皆様には、改めて敬意と謝意を表すものであります。

さて、暴力団は、近年、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業といった各種事業活動に進出し、また、昨年、本県において、暴力団員であることを秘して生活保護費を不正受給していた暴力団幹部を検挙いたしました。各種公的給付制度を悪用した詐欺事件を敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行い、公正であるべき社会・経済システムを阻害する存在となっています。

また、九州北部を中心に暴力団排除気運の高まりにより追い詰められた暴力団が、その意に沿わない事業者を襲撃するなど凶悪な事件を敢行しております。これに対して、改正暴力団対策法による規制の強化や全国から機動隊、捜査員を福岡県に派遣して対策を強化したことにより、現在は鎮静化の様相を呈しておりますが、依然として楽観できない情勢が水面下では続いております。

こうした暴力団を始めとする反社会的勢力から県民の被害を防止するため、県警察では、重点目標の一つとして、本年も、「組織犯罪総合対策の推進」を掲げ、引き続き強力に暴力団対策に取り組んで参ります。

一方、暴力団の違法・不当な活動を封じ込め、市民生活の安全と平穏を確保していくためには、社会全体で防衛意識を高め、一致団結して、暴力団が活動する余地を無くしていくことが重要であります。

そのためには、「社会対暴力団」という構図の下、県民一人ひとりが暴力団との対決姿勢を堅持し、警察との連携をより高めていただくことが重要だと考えております。

県警察といたしましては、「県民のために、県民とともに歩む力強い警察」を基本姿勢として、暴力団犯罪を徹底検挙するとともに、公益財団法人栃木県暴力追放県民センターと緊密な連携を図りながら、県民の皆様への暴力団排除活動を全力で支援していく所存であります。

皆様には、一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

●少年指導委員研修会

9月24日 栃木県警少年課と連携し、少年指導委員約90名の参加を得て研修会を開催し、少年を暴力団から守るための知識・技能に関する研修会を行った。



●小山・野木地区暴力追放大会

10月2日 小山市立文化センターにおいて、小山市、野木町の市民約200名が参加して、「小山・野木地区暴力追放大会」が開催され、暴追センター小室専務理事が来賓として出席及び組織支援金を交付して後援しました。

●平成25年度第2回理事会

10月17日 平成25年度第2回理事会を開催し、差止請求業務に係る検討委員会委員の選任等、議案2件を議決、理事長及び専務理事の職務執行状況報告等の報告6件を承認した。



●栃木県暴力団追放佐野大会の開催

10月29日 栃木県警察、佐野市、暴追センターの主催により、賛助会員等約300名の参加を得て栃木県暴力団追放佐野大会を開催した。大会では、暴力団排除活動功労者への感謝状の贈呈や全国暴力追放運動推進センター参与中林喜代司氏による『「社会」対「暴力団」のたたかい』と題する講演を行った。

●真岡地区暴力団追放決起大会

10月30日 真岡市二宮文化会館において、真岡市、芳賀地区の市民約400名参加のもと真岡地区暴力団追放決起大会が開催された。専務理事が来賓として出席した。



●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●



●民事介入暴力一日相談所の開設

11月7日 那須塩原市西那須野支所において、栃木県警組織犯罪対策第一課員、栃木県弁護士会民暴対策委員会弁護士、当センター暴力追放相談委員による民事介入暴力一日相談所を開設した。

●下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会

11月20日 グリムの館において、下野市、上三川町の市町民約300名参加のもと下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会が開催され、組織支援金を交付して支援を行った。専務理事が来賓として出席した。



●栃木県民事介入暴力対策協議会研修会

11月29日 栃木県警察・栃木県弁護士会・暴追センターの三者による「民暴対策協議会研修会」を開催し、街宣活動に対する対応要領等について研修を行った。

● 広 報 啓 発 活 動 ●

- J R宇都宮駅ペディストリアンデッキにおける暴力団追放横断幕掲出
- 暴力団追放ポスター、カレンダーの作成配布
- 広報誌・不当要求撃退マニュアル等の配布



反社会的勢力に対する対応要領
2014 暴力団追放三ない運動

暴力団を **利用しない**
 暴力団を **恐れない**
 暴力団に **金を出さない**

暴力団と **交際しない**

1st January	2nd February	3rd March	4th April
5th May	6th June	7th July	8th August
9th September	10th October	11th November	12th December

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター・栃木県警察
 暴力相談電話 ☎ **028(627)2600**
 わが町に いらない いれない 暴力団



暴力追放功労者表彰受賞者紹介

警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰

11月26日に開催された、平成25年度全国暴力追放運動中央大会において、暴力追放功労表彰が行われ、本県では暴力追放功労栄誉銀章・銅章を次の方が受賞しました。

- 暴力追放功労栄誉銀章
栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会
副委員長 伊藤 一様
- 暴力追放功労栄誉銅章
鹿沼飲食業組合暴力追放連絡協議会
会長 金田正巳様



関東管区警察局長・関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

9月27日に開催された、平成25年度関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会総会において、暴力追放功労者・功労団体の表彰が行われ、本県では個人1名、2団体が受賞しました。

- 暴力追放功労者
栃木県離脱者社会復帰対策協議会
会員 赤松由草様
- 暴力追放功労団体
(一社) 栃木県舗装協会暴力対策連絡会 様



矢板市・塩谷町暴力追放協議会 様



栃木県警察本部長・栃木県暴力追放県民センター会長連名表彰

10月30日に開催された、栃木県暴力団追放佐野大会において、平成25年度暴力追放功労者・功労団体の表彰を行いました。

- 暴力追放功労者
石井修司様 (前栃木県生命保険協会事務局長)
山田実様 (弁護士)
森山公子様 (保護士)
増渕光雄様 (暴追センター暴力監視員)
- 暴力追放功労団体
佐野市暴力追放連合会 様
日本たばこ産業株式会社宇都宮支店 様



暴力相談状況

Ⅰ暴力相談受理状況

平成25年中（H25.1.1～H25.12.31）の暴力相談は次のとおりです。

(1)年別受理件数

年	22年	23年	24年	25年
件数	464件	486件	518件	455件

(2)相談の方法

区分	件数	前年比
面接相談	315件	+3件
電話相談	135件	-54件
文書相談	5件	-12件
引継相談	0件	±0

(3)相談の処理状況

処理別 態 様	受理件数		処 理 状 況					
			センター処理		警察引継		弁護士引継	
	25年	前年比	25年	前年比	25年	前年比	25年	前年比
法第9条等の相談	16	+8	13	+11	3	-2	0	-1
離脱の相談	3	+1	3	+1	0	±0	0	±0
事務所立退相談	1	+1	1	+1	0	±0	0	±0
刑事事件の相談	2	+1	0	±0	2	+1	0	±0
センター事業相談	4	±0	4	±0	0	±0	0	±0
そ の 他	429	-74	424	-65	3	-7	1	-2
合 計	455	-63	445	-52	8	-8	1	-3

Ⅱ相談の傾向と特徴

(1)相談件数の増減状況

平成25年の受理件数455件で、前年（518件）に比較して63件の減少

(2)行政対象暴力

相談件数8件（前年比+5件）
内訳

行政サービスの提供等	1件
機関誌の購読	2件
その他	5件

(3)不当要求行為に関する相談内容

法第9条に関する相談件数16件

口止め料を要求する行為	1件
不当寄付金要求行為	1件
みかじめ料要求行為	4件
高利債権取立行為	1件
不当債権取立行為	1件
不当債務免除要求行為	4件
不当示談介入行為	3件
因縁をつけての金品要求行為	1件

(4)相談の相手方

相談の相手方の内訳

指定暴力団等	60件
右翼標榜ゴロ	5件
その他の暴力団(準構成員)	2件
その他	2件
不明	386件

(5)相談者別

企 業	388件
個 人	59件
行 政	8件

(6)相談者の職業

金融・保険業	258件
公益事業	35件
建設業・不動産業	37件
卸・小売業	10件
公務員	9件
その他	106件

(7)その他の相談事案

弁護士相談日 4件
一日弁護士相談日 2件

※一日弁護士相談については、11月7日那須塩原市において実施し、2件の相談を受理した。

平成25年中の主要相談事例紹介

相談者	相手方	相談内容	対応・措置
飲食店社員	住吉会系組員	1年位前から暴力組員が飲食に来て、他店で購入した酒をボトルキープさせられ困っている。その暴力団の入店を拒否したい。	毅然と拒否することを指導。警察に引継、組員に中止命令が発出された。
自動車損害保険調査員	元住吉会系組員	物件交通事故の第2当事者の示談交渉の窓口になると称し、暴力団風の男が示談介入してきた。	示談交渉の介入を拒否し、通常対応を指導した。
匿名男性	山口組系組員	暴力団が主催するゴルフコンペに、これまで参加していたが、会費も高いので参加を断りたい。	毅然と断り、相手から暴行脅迫があったら直ちに110番通報することを指導した。
匿名(暴力団組員)	住吉会系組織	暴力団組員として活動してきたが、事務所当番などで自由がないので組を離脱したい。どのようにすれば離脱できるか。	警察で離脱支援を受ける方法や自ら組長に毅然と離脱を申し出ることを指導した。
浴場店主	入れ墨のある男	店に入れ墨をした男達が入浴にきて店内で大声で話し、他の入浴者に迷惑をかけているので入場を拒否したい。	管理権に基づき拒否するとともに施設利用約款を整備することを指導し対応した。
団体職員	女性	女性から「某タクシーがドアを開けたまま走行してきた。」との苦情があった。調査したところ数社のタクシー会社に同女が、クレームを付け金品を要求している。	毅然と対応することを指導。後日、他県で同女は逮捕された。

● 弁護士相談の日 ●

毎月第3水曜日、暴追センターに栃木県弁護士会所属民事介入暴力対策委員会の弁護士が来所して、無料で相談を受理しています。

相談受理時間は、午後1時30分から午後4時00分です。民暴事案に詳しい弁護士が相談を受けますので、民暴事案等でお困りの方は、是非ご利用ください。

無料
秘密厳守 **弁護士相談の日**

毎月第3水曜日午後1:30～午後4:00

暴力団からの民事介入でお困りの方は
お気軽にご相談下さい。

公益財団法人
栃木県暴力追放県民センター
宇都宮市本町12番11号 栃木会館

相談電話 028-627-2600



暴力団対策法による中止命令

暴力団対策法では、指定暴力団員が行う一定の反社会的な不当な行為を「暴力的要求行為（27類型）」として禁止しています。

この禁止規定に違反して暴力的要求行為を行い、又は繰り返して行う虞がある場合には、公安委員会又は警察署長から必要な「中止命令」又は「再発防止命令」が発出されます。

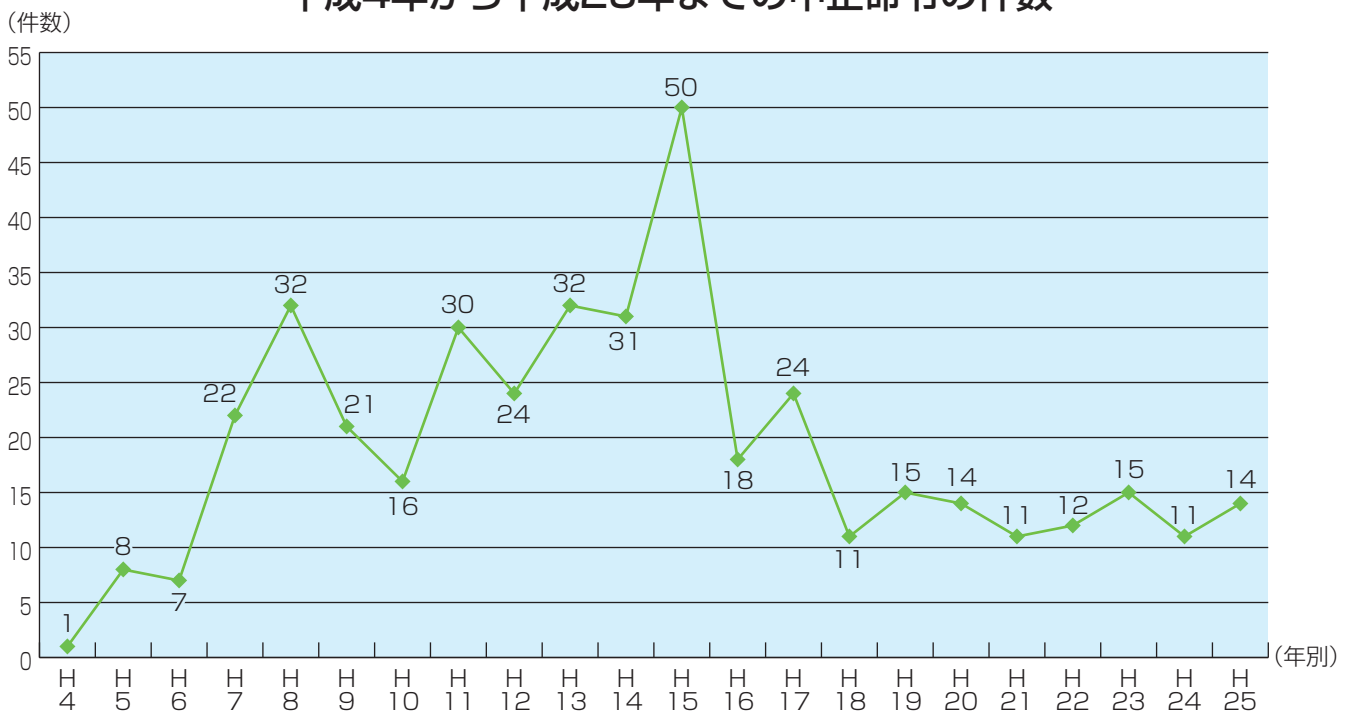
主な暴力的要求行為としては

- ・ 人の弱みをネタに口止め料を要求する行為
- ・ 寄附金や賛助金等を要求する行為
- ・ 下請け工事・資材の納入等を要求する行為
- ・ 縄張り内の営業者に「あいさつ料」等を要求する行為
- ・ 交通事故等の示談に介入し、金品を要求する行為

などがあります。

栃木県内では、平成4年に暴力団対策法が施行されて以降、これまでに419件の中止命令が発出されています。

平成4年から平成25年までの中止命令の件数





平成25年中の主な中止命令(県内)

<p>☆ 不当贈与要求行為</p> <p>住吉会系指定暴力団員は、飲食店主に定価より安い価額で酒類を提供するよう要求して断られ、同店主に「気分悪い。俺等はオープンしたところから来ている。」などと言って、安い価額での酒類の提供を要求した。</p>	<p>☆ 用心棒代等要求行為</p> <p>住吉会系指定暴力団員は、飲食店経営者に「守ってやる。マットでもお飾りでも付き合え。」などと、用心棒代やみかじめ料を要求した。</p>
<p>☆ 高金利の債権を取り立てる行為</p> <p>山口組系指定暴力団員は、一般男性に10日で2割の高金利で金員を貸付、返済を受けていたが、返済が滞ったところ、自己の所属する指定暴力団の威力を示し、返済の履行を要求した。</p>	<p>☆ 組員に対する脱退妨害行為</p> <p>山口組系指定暴力団員は、他の組員が組織から離脱を決意して組織と連絡を絶っていたが、その組員を市内路上で発見し「なんでこの辺歩いているんだ。明日事務所に来い。話しをするから。」などと言い、組員の組織からの脱退を妨害した。</p>

暴力団等に対する基本的対応要領

平素の準備

- | | |
|--|---|
| <p>① トップの危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ★組織のトップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。 ★担当者が何でも報告できる雰囲気作りを行う。  | <p>② 体制作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。 ★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。 ★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。 |
| <p>③ 暴力団排除条項の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠 <ul style="list-style-type: none"> ○暴力団等反社会的勢力とは取引しない ○取引開始後反社会的勢力と判明したら、解約すること ★などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。 | <p>④ 警察、暴追センター、弁護士等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。  |

有事の対応(不当要求対応要領)

- | | | |
|---|--|--|
| <p>① 相手を確認する</p>  | <p>② 用件を確認する</p>  | <p>③ こちらに有利な対応場所を選定する</p>  |
| <p>④ 湯茶の接待はしない</p>  | <p>⑤ 対応の人数は相手より多い人数</p>  | <p>⑥ 対応の内容を詳細に記録化する</p>  |
| <p>⑦ 対応時間を明確に区切る</p>  | <p>⑧ 言動に注意する</p>  | <p>⑨ 相手の要求には即答や約束をしない</p>  |
| <p>⑩ 書類の作成署名押印はしない</p>  | <p>⑪ トップは対応しない</p>  | <p>⑫ 機を失せず警察に通報する</p>  |



民事介入暴力対策委員として

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員
弁護士 長 壁 孝 広

私は、平成24年5月に、検事から転身して弁護士登録致しました。元々、信賞必罰の精神で検事として仕事をしておりました。そこで、弁護士会の中でも、そういった精神に最も合致すると思われた民事介入暴力対策委員会に真っ先に加入致しました。

私は足利市で弁護士をしている関係で、毎月宇都宮市にある弁護士会館で開催される委員会に出席することはできていないのですが、委員会全体で取り組もうとしている問題には積極的参加しております。最近でも、委員会で取り扱った事件があり、私は主に刑事告訴の準備を担当しました。その過程で、警察の方々と事前相談を行った結果、スムーズに刑事告訴を受審して頂くことができました。まさに、関係機関との連携の重要性を認識した仕事でした。

近年、暴排条例の全国的な成立・施行及び暴対法の厳罰方向での改正もあり、今後、反社会的勢力対策の必要性が日増しに高まってくると思います。それに伴い、暴追センター・警察・弁護士会の3者が適時適切な連携をとり、適切に事案対処を行うことが益々重要になってくると思いますので、今後とも、宜しくお願い致します。

不当要求防止責任者講習 「受講無料」

あなたの職場を暴力団等から守るための講習です。

講習受講手続き

「責任者選任届出書」を事業所の所在地を管轄する警察署の刑事課組織犯罪対策係に提出するか、又は県庁のホームページによる電子申請をしていただきます。

後日、暴追センターから往復ハガキで講習の案内をいたします。

講習の種別

※選任時講習

責任者に選任された後、概ね1年以内に受講します。

※定期講習

選任時講習後、概ね3年後に受講します。

講習の内容

◎暴力団等反社会的勢力の現状と動向

◎不当要求行為に対する被害防止対策

◎弁護士からみた暴力団対策

等について警察本部刑事部組織犯罪対策第一課、栃木県弁護士会、暴力追放県民センターによる講義のほか、DVDを使用した対応シミュレーションなど、対応要領や被害防止に役立つ体験型の講習を行います。

受講修了書の交付

受講された方には、「受講修了書」及び「責任者選任事業所ステッカー」を交付します。

「断固拒否 みんなで追放 暴力団」

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財) 栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。個人会員の場合は税額控除*の対象となります。

*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

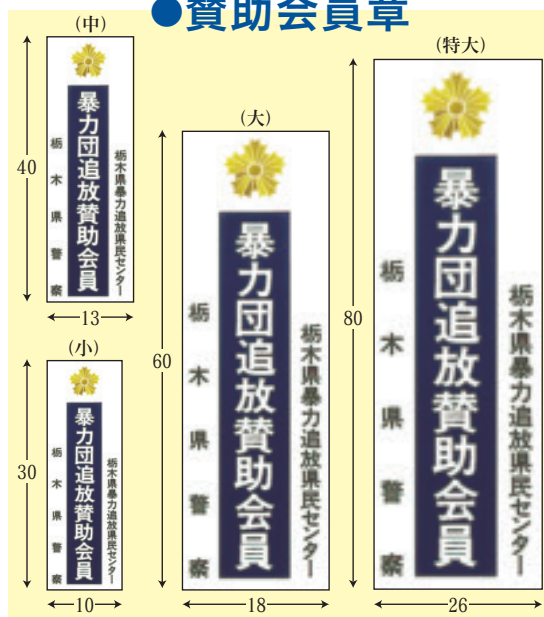
●賛助会費 年額 (口数の制限はありません。)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴力団追放三^{プラス}ない運動^{プラス}

暴力団を利用しない

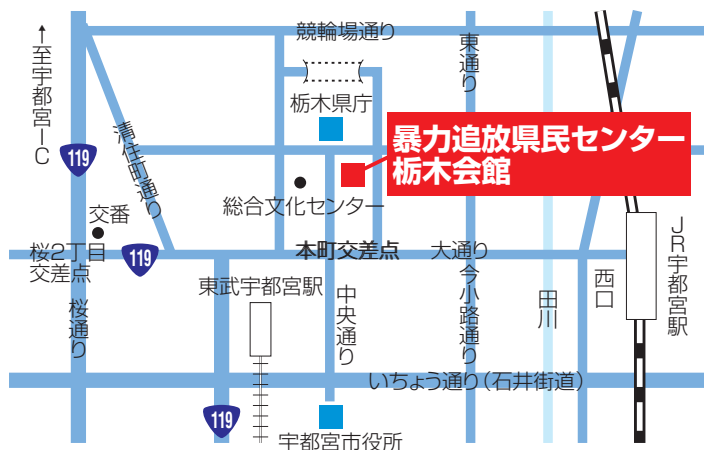
暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない



暴力団と交際しない

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター



宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

電話 / 028-627-2995

FAX / 028-627-2996

ホームページ <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

暴力相談電話

028-627-2600